

余マスについて

【目的】

- ・ 農産物検査規格に記載されておらず、法令に基づくものではない。
- ・ 引き渡した後の欠減の補填を求められた過去の経験を踏まえて形成された商慣習。
- ・ 異物混入もあるため、それに代わるものとして入っているのではないかと考えていた。
- ・ 売れゆきに応じて、(売れゆきをよくするために)余マスを多めにしたという事例もあると聞いている。
- ・ 野菜などでも似た慣習が存在すると聞いている。
- ・ 精米商品でも、量目不足を避けるため、サービスとして表示数量より多めに袋詰めしている。
- ・ 食品に限らず、販売されているもので規定重量を割ることは許されず、規定重量より多く入っている。
- ・ 流通過程で減量する可能性がある場合に、その分について増量しておくことは、取引の安定や後日の紛争予防を期する上で、合理性がある。

【重量】

- ・ 県ごとに毎年定める集荷方針などで決められている。
- ・ 紙袋の場合は皆掛重量30.5kgや30.6kgが多いが、フレコンの場合は産地ごとにばらつきがある。
- ・ 検査証明書には、予め「皆掛重量〇kg」と印刷されているため、実質的に、この重量を満たさないと検査を受けられない。検査証明書の中に皆掛重量の表記は必要なのか。見直せば余マスの量を臨機応変に設定できるのではないか。

第1回意見交換会の主な意見について

余マスについて(続き)

【設定方法】

- ・ 余マスをなくすのではなく、これを機会に、どうあるべきか、明確にするべきなのか、話し合いを進める必要。
- ・ 余マスの多寡は、ルール化するととなると難しい。売り手と買い手が議論して、納得いく取引をすべき。強制するのではなく、議論しながら丁寧に話し合いをして決めていかなければならない。
- ・ 統一が必要なのか、各県ごとの商慣習を尊重すべきなのかも議論が必要。
- ・ 水分量の問題は品質の問題であるが、品質によって価格を変えるべき。
- ・ 生産者や産地により玄米の品質は違うので、交渉して個別に決めてもよいのではないか。
- ・ 個々の取引における個別取扱いに任せずに、量や割合を定式化しておくことはある程度合理性がある。現在の流通実態や取引当事者の意識などを総合的に考慮して判定していく必要がある。
- ・ 生産者ごとに分けて対応するのは非現実的。
- ・ 量り方を決めて正しく量るべき。余計な数量を入れるのは現代的でない。

【負担のあり方】

- ・ 出荷後の販売時期は不確定要素。出荷後の量目不足は生産者の責任ではないのではないか。
- ・ 生産者が不利益を被っているのであれば、是正していく必要がある。
- ・ 実需と生産者がwin-winになる形で痛み分けをする話し合いが必要。
- ・ 消費者や実需者に価格転嫁できる仕組みを作らないと根本的な解決にならない。

紙袋のサイズについて

- ・ 30kgの紙袋は、やめるべきではないか。